

令和7年第2回太地町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和7年6月12日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 水谷育生君	11番 福田忠由君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副主幹 和田正希君
住民福祉課長 山下真一君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
住民福祉課主幹 榊田将樹君	産業建設課長 脊古景君
産業建設課副課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 橋爪健君
教育次長 森本直樹君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

日程第23 一般質問

△開 会 午前9時00分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。これから、本日の会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。2番、森岡茂夫君。

○2番（森岡茂夫君）

それでは、通告に従って、一問一答で質問を行いたいと思います。まず質問事項の1番目、公共用地、それから特定空家の管理についてお聞きしたいと思います。連休中に森浦の住民から、第二駐車場の車が混雑してて、外にまではみ出していると、騒音もひどいという相談がありました。そのとき私は関東にいたもんですから、状態は確認をしてないんですが、帰ってからお話を聞きました。先週も月曜日か火曜日だったですかね、ご連絡いただいて、何と発泡スチロールに入ったごみがそのまま駐車場に置かれていると。近隣の人たちが集まって掃除をしたということで、大変困っている。第二駐車場というのは、これは町の所有でしょうか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

道の駅第二駐車場の所有につきましては、国土交通省の所有でございます。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そのとき和田さんにもご連絡をして、近畿整備局に連絡を取っていただいたという報告をメールでいただいておりますが、その後、連絡ありましたか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

私がメールを国土交通省のほうに、紀南河川国道事務所といいますけれども、そちらのほうにお送りして、しばらく返事がなかったものですから、こちらから直接紀南河川国道事務所の道路管理課というところに連絡いたしました。担当が長期不在ということで、別の方に再度同様のメールをお送りして、今現状を把握していただいているような状況でございます。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうすると、土地は国のものだと、使用しているのは道の駅、まあ、太地町ということに

なと思いますが、この駐車場の管理について近畿整備局と何か取決めというのはあるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

こちらの取決めにつきましては、道の駅たいじ（一般国道42号）の維持管理に関する覚書というものを締結しておりまして、こちらを基に道の駅たいじの維持管理のほうを実施しているところでございます。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうすると、その覚書に従って、こういう問題というのは今後どう対応しますか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

当該覚書に基づきますと、日常的な維持管理、この美化・清掃、衛生的なことについては太地町のほうに委託するということになってございますので、太地町のほうで対応するような形になってございます。休日等につきましては、役場のほうも、平日であれば道路作業員さん等対応できると思うんですけども、休日につきましては指定管理者である太地町の漁業協同組合、実際の道の駅のほうで職員さんがいらっしゃいますので、そちらにお声がけいただけますと幸いです。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

何度か近隣の住民と話をしたんですが、まず、2つ要望がありました。混雑時には第二駐車場にも案内係を配備してほしい。恐らく第一駐車場に、私も見たことあるんですけど、ガードマンのような方が第一駐車場では赤い棒を振ってるのを見たことがあるんですが、近隣住民の方は第二駐車場にも案内係を配備してほしいということでした。それから、よく公共の駐車場には大きな看板があって、大声を出さないだとか、ごみを捨てないだとかという注意を喚起する看板が設置してあるんですが、第二駐車場には古い看板があるんですけど、文字も小さくて、そばへ行かないと読めないというような看板が1枚ありますが、これを大きな看板を改めてつくるとなると、これはどちらが対応することになるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

まず、交通誘導員につきまして、今現在、道の駅の繁忙期ですね、ゴールデンウィーク、年末年始につきましては、じゅんかんバスが通ることができないような事象が過去にはございました。それを回避するために、現在第一駐車場の出入口付近に交通誘導員を現状、指定管理者の太地町漁業協同組合様に2名ほど配置していただいている状況でございます。今回の要望を受けまして、指定管理者の太地町漁協様に、第二駐車場につきましても近隣の住民さんが非常に困っているというお話をさせていただいております。よって、その点についても漁協さんのほうでどうにか対応いただけないでしょうかということ、太地町のほうからはお伝えしておる状況でございます。続きまして、看板の件でございます。こちらにつきましては、覚書に基づきますと、費用負担につきましては、所有については国土交通省のほうでございますので、この構造物の改修・修繕は国土交通省の費用負担の区分に入っておりますので、今現状、国土交通省に太地町のほうから報告をしている状況であります。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ぜひ、看板はよろしく願います。第二駐車場は、一番住民の家に近い側が大型バスの駐車場になってますね。線引きがしてあります。大型バスが出入りしやすいように、その手前が空き地になっているんですね。そうすると、大型バスは夜はいないもんだから、そこに寝泊まりする人たちが一番住民の家に近い側に止めて、長い人は3日も4日も泊まるんだそうです。先週はごみまで捨てていったと。発泡スチロールは蓋があったらしくて、開けると猫の死体とかがあったら怖いというので、みんなが集まって恐る恐る開けたらごみだらけだったらしいんですけど、ぜひ国のほうにも要望をしていただきたいと思います。続きまして、町が所有する空き地を活用することについて、質問をしたいと思います。8年前に議員になってから、空き地・空き家は無償で寄附で受け取る目的は何かと再三聞いております。そのとき、目的を定めた条例や規則、要綱があるかと聞いたんですが、当時、今の副町長の漁野総務課長はないという答弁でしたが、今はどうなってるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

現在も策定しておりません。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2 番（森岡茂夫君）

その解体や何かに多額の税金を投入するわけですから、やっぱり、一定のルールが必要かと思うんですが、作成しない何か大きな理由というのはあるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

寄附については、将来、有効活用できるかという総合的に考えていかないといけない部分もありまして、なかなか一つの基準というものを定めるのはかなり難しいことになりますので、定めていない状況です。

○議長（福田忠由君）

2 番、森岡君。

○2 番（森岡茂夫君）

これは住民の関心も高いので、我々議会も非常に注視をしていますので、今後、当局と話し合いを進めて、やっぱり、税金を使う以上は何らかのルールが必要かと思いますので、前向きに検討してほしいと思います。実は私は、空き地・空き家を無償で寄附として受け付けることを、タコの足問題と呼んでいます。タコが自分の足を食べてしまうように、どんどんどんどん寄附の数が増えるにしたがって、固定資産税の収入は減るわけですね。再三指摘してますが、前年度も固定資産税の収入、個人も法人も太地町は和歌山県下で最下位です。全国でもたしか1, 600 何とかで、下から4 番目なんですね。固定資産税が安いと喜べる一面もあるんですが、やはり、それは自主財源の不足にもつながる問題だと思っております。私としては、やはり、議員になったときに何件かの方に、うちも寄附として受け取ってほしくて役場に申入れをしたんだけど、受け取ってもらえなかったという方が数件おられました。その後、町との話し合いが続いたんでしょう。私が相談を受けた家は2 軒、今もう町が解体をしていますから、もう解決したんだと思うんですが、やはり、そういうある意味不満だとか、疑問を住民に抱かれないように、私は、条例だとか規則、要綱の策定を強く求めたいんですが、今後検討されますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

総合的に考えて、判断したいと思います。

○議長（福田忠由君）

2 番、森岡君。

○2 番（森岡茂夫君）

執行さんも横浜市役所に出向してた頃に比べると、すごい公務員らしい立派な答弁になったと今感心しておりますが、2023年の第4回定例会の一般質問で、私は、町が寄附を受けた空き地をやはり有効活用すべきではないかということで、袋栽培を行うことを提案しました。その後、検討していただいていますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

申し訳ございません。そちらについては、今はまだ進められていない状況です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

袋栽培って、恐らく皆さん何のことか分からないと思うんですが、これが私が使っている袋栽培の袋です。これ何かといいますとね、私、災害の現場によく持っていく土のう袋の袋です。ここに土を詰めて、それで、今私はゴーヤ、それから大葉、トマト、そしてピーマンを育てておりますが、ぜひ、近所に来られたら私の庭を覗いてほしいと思うんですが、非常に手軽に、私のような人間でも毎日のように大葉、トマトを食べております。住民が袋栽培をする意義は、幾つかメリットがあると思うんですが、まず一つが、やはり今空き地の維持管理ができる、人が出入りすることによって維持管理がしやすくなる。袋栽培ですから、これは土地は全く耕さなくていいんですね。私が住んでた横浜だとか東京は、マンションの屋上で袋栽培ができますよというのを売りにして販売しているマンションがあるぐらい、ベランダでもできます。それから、面倒を見る人がいなくなったら、これ持って移動ができます。それから、これは大きいんですが、やっぱり食料の自給スペースを確保できるというのが大きいと思うんですね。私が小中学生の頃は、平見に住んでる同級生はたった1人しかいなかったんですが、今は人口の半分以上が平見に家が建っております。ということは、それだけ畑が少なくなっているんだと思うんですね。現実には、昔はもう芋だとか、そういうものは親戚からもらって十分、買うことはなかったんですが、今は親戚も全く芋を栽培してる親戚がいなくなっちゃいましたね。あと、これも大きいんですが、子供や大人がその空き地で休日と一緒に袋栽培をするということは、地域が子供を育てる、いわゆる知育の期待ができるんじゃないか。これは非常に大きいと思うんですね。それで、京都教育大学の研究論文を見ると、中学の技術家庭科、技術分野に生物育成の技術というカリキュラムがあるんだそうです。その時間帯に袋栽培を取り入れている学校が多いというような研究論文が発表されております。橋爪教育長は、こういう子供の教育の中で草や花や何かを育成する、育てるという、そういう事例というのはご存じでしょうか。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

具体的にはあまりよくは知らないですけど、実際に私自身も太地中学校にいてるときに、中庭のほうに畑があって、そこで自分自身で教科とは関係なく栽培したり、それから、今話にもありましたように、技術家庭で栽培の領域もありますから、そういう形で子供たちや先生が関わっていたということはあります。ただ、栽培に関しては、植えて終わりということにはならないんで、技術家庭の時間だけではなくて、どうしても水やりであったり、草取りであったりということが必要になってくるんですけど、それは学校の敷地内ということで子供たちが気にかけて、昼休みにそういう作業をしたりということはよくやってました。だから、技術の時間の中だけで取り扱うというのは、学校教育課程の中だけでというのはなかなか難しいかなという気はします。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ありがとうございます。私自身も40年以上都会で暮らしたものですから、土いじりの経験が全くなかったんですね。Uターンしてから色川の人をお願いして、田植のお手伝いをさせてもらって、実は生まれて初めて田んぼに足を入れました。でも、やっぱり貴重な体験だったですね。今年は欠席したんですけど、去年も色川の棚田の田植に数百人来ておりましたが、それにも参加させていただきました。東京から、あれは厚生労働省ですか、農業の担当の方が3人お見えになって、はだしになって一緒に田植をして、立派な役員の方がいるんだなと思って見てたんですけど、これはやっぱり、こういう自分の体を動かして生き物を育てるというのは非常に教育効果が高いと思いますね。あともう一つ、太地でもう一つ期待をしたいのは、空き地があちこちにありますね、そこで例えばその近隣に住む高齢者なり住民が、その空き地で袋栽培することを町も一緒になって推進すれば、お年寄りの何ていいですかね、収入、実は袋栽培で育てた野菜を売って収入を得ている方が太地町にいらっしゃるんですね。その人に教えてもらって、こういうことを始めたんですが、あと収入にもつながる。もちろん月1万円とか5,000円かも分かりませんが、やっぱり大きいと思います。それから、やはり何かに関心を持ってやらなきゃいけないという思いが、お年寄りが外に出ること、人と話をすること、そして、それがイコール健康につながっていくのではないかなと思っておりまう。これはぜひ空き地を利用して、率先して袋栽培を呼びかけるというのを行政は検討してほしいんですが、山下住民福祉課長、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、森岡議員が言われたことなんですけれども、当町は、今、高齢者の生きがいくつりとか、健康増進にもつながるということで、まだ1か所なんですけれども大東地区の熟年会が、社会福祉協議会が中心となって生活支援体制整備事業、大きなくりにいいますとその一環とし、今、花畑というか、花を植えているんですね。月に1回、2回程度集まって、大きく言えば、何ていうのかな、地域福祉の課題解決に向けた取組って、まあまあ、そこまでいけるかどうか分かんなんですけれども、ただ、そういうみんなが集って、そういうお互いに月に1回か2回顔を合わせた形で、そういうのを今現実にやっていますんで、袋栽培ではないですけれども、ただ、そういうのをやれる範囲で広げていけたらなということで取り組んでおりますので、袋栽培のことなんですけれども、いろいろ考えたりお話をする機会が職員ともあったんですけど、やっぱり、今、森岡さん、猿が結構多いんですよ。猿とカラスが。それで、高齢者が多いじゃないですか、そこへまた有害というのか、そういうこともちょっと危惧しているところは確かにちょっとあって、どうかなとか思っているのが正直なところなんです。だから、そういう取組は非常にええかなと思うので、やりたいんですけれども、今現在としてはそういう花畑というのかな、小さいですけれども、そういうのを今取りあえず大東地区では1か所空き家、空き地ですか、利用してやっているというのが現状で、ちょっとずつでも広げていったらなという思いがあります。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

副町長、実は今朝、私、物すごいショックなことがありまして、朝その袋栽培を見たら、パプリカの葉っぱが全部食べられてたんですよ。前にちょうど食べてるところをうちの家内が、食べてる鹿を見つけて、鹿がいるって言うから、うちの妻は関東人なのに関西のおばちゃんになったのかな、ジョークだと思って出ていったら本当に鹿が2頭いましてね、今日も食べられてしまった。昨日の夜食べたのかだと思っんですけどね。そういう問題は出てくると思います。でも、それも一喜一憂することが、老人の何ていうかな、心の活性化に私はつながると思いますので、みんなで知恵を出し合って、とにかく費用が安いんです。これはもう何十円です。私は素人だから、土はホームセンターで買っていますが、これも葉っぱだとか、生ごみを堆肥にすれば無償でできるし、ごみも減る。いろいろな副次効果があると思いますので、ぜひ一緒になって検討をしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。今の熟年層のお話は存じ上げなかったんですが、大変いいお話を聞きました。ありがとうございます。続きまして、小東地区の特定空家について、お聞きしたいと思います。6月

4日の朝一番で、つるの元クリーニング店、小東にあるつるのクリーニング店の建物が真夜中に崩れ落ちたというふうに、朝電話がありました。ただ、私はそのときも遠方にいたものですから、太地に戻ってきたのが5時前だったものですから、すぐ執行さんと一緒に現地を見に行きました。これがそのときの写真です。もう建物が崩れておりまして、相当なドーンという音がしたんだそうです。その後、役場のほうではどういう対応をいただいていますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

町内業者にお願いしまして、シートをかぶせる等の応急処置をいたしております。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

シートをかけるだけじゃなくて、この崩壊した部分の撤去はやってくれたんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

撤去についてはやっておりません。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうですか、私が見に行ったら、一部ですよ、片づけてくれてたので、業者さんは丁寧に対応してくれているなというふうに感心いたしました。これは、前にも私議会で一般質問を行って、これはもう非常に、今、恐らく太地で特定空家は何軒かあるのですが、この建物が一番危険な状態ではないかと思います。ご存じのとおり、前面道路は通学路でもありますし、自動運転の車の通行路にもなっています。町は対応しているという報告を何とか聞いておりますが、手続は進めているのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

所有者等を調査しまして、現在所有権を有している方について連絡を取り、相手方のほうで弁護士に相談したり、もう既に相続放棄をしましたという連絡を太地町にいただいてる、何名かそういう方もいらっしゃいます。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私もこの建物の相談を受けたのはもう数年前なんですけど、すぐに土地の謄本を取っております。驚いたんですが、所有権の移転が大正15年7月20日に売買、ちょうど今年で100年目ですね。だから、100年たっているものですから、お名前は伏せておきましょうか、大体私も親から聞いてた、あそこはどここの土地じゃないかというふうなのを聞いておりましたので、実はこの謄本を持って関係者だろうと思う人を訪ね歩きました。そうしたら、何と本家だと思っ方でもこの謄本に出てる人の名前を聞いたこともないということで、全く分からないですね。だから、彼らをただ放置してるんじゃないくて、やはり所有権がどうなっているのか、関係者の方たちも相当心を痛めております。やっぱり、近隣の人に迷惑をかけるんじゃないかという心配があるものですから。彼らも100年前のことですから全く分からないと言ってますので、それで、かつ危険が迫っている。近隣の方たちも非常に怖い思いをしている。これはもうやっぱり特定空家として、もう行政が主導して関係者と話し合うしかないと思うんですね。見込みとしては、いつぐらいには解体の解決ができるでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

相手のあることなので大変見込みを立てるのは難しいところなんですけど、所有者もかなり判明してきておりますので、1年2年の間には解決したいとは思っております。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私も相談を受けて、そして、またあそこで、隣で私も生まれ育って、あそこに長く住んでおられた方にも子供のときから大変お世話になっております。恩がありますので、ぜひ私も積極的に行政に協力をしたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。続きまして質問事項2、防災についてお聞きしたいと思っております。役場庁舎の高台移転について、お聞きしたいと思っております。住民から、もし災害で役場が被災したら町民の生活はどうなりますかということで、何人かの方から聞かれました。実は皆さんも、ここはまず裏の山がレッドゾーンに指定されている。そして、ここは津波の最も危険地域である。それから、液状化現象も心配される。もっとすごいのは、これは耐震補強の調査もやってない、補強もやってない。だから、皆さんも危険だという思いは共有していただいていると思うんです。ただ、私がどうして何度も何度も聞くかというのは、実は、皆さんと私の体験の違いだと思います。東

日本大震災のときに被災した岩手県の大槌町、もう皆さんご存じのとおり、町長以下、課長全員が亡くなった町ですね。私はそこの調査を命じられて、誰よりも早く現地に行きました。それから、太地とも縁が深い昔の北上町ですね、今の石巻の北上総合支所も津波で破壊されました。それで、ここは庁舎の中に５７名いて、生き残ったのは３人です。その生き残った３人のうちの１人、今野防災担当課長、この方と私は何度もあちらこちらのシンポジウムに呼ばれて対談することがありました。数年間、今野課長は、私から、第三者から見て、相当心に傷を負っていて、ある意味もう病院に行かなきゃいけないような状態だったと私は見ておりました。懇親会でもよく涙を流しておられました。その後、実は首長にも会っています。２０１５年の８月なんですが、新潟県十日町で開催されたシンポジウムに、例の住民が全員避難した福島県の飯舘村の菅野典雄村長と私がパネルディスカッションをしております。ディスカッションの中でも、やっぱり首長として、自分の町を守り切れなかったことに対する悲痛な思いを吐露されておりました。そういうことを直に聞いているもんですから、やっぱり、ここが危険だというのは分かっている、それ以上に、もし災害が起きたときの惨状というのは私はもう実感として分かっているもんですから、何度も何度もこの議会で一般質問をして、大変うるさく思う方もいるかと思うんですが。まず、今年の３月３１日に、国は南海トラフ巨大地震の新たな報告書を発表しました。それを受けて、この役場庁舎の安全対策がどうなっているのかを、もう一度聞かせてください。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

役場は、いろいろありますけれども、職員につきましては高台のほうに逃げるということで、多目的センターのほうに逃げる訓練等を年に数回実施しております。あと、役場の入り口のところにも救命胴衣でありますとか、ヘルメット等を今設置しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

２番、森岡君。

○２番（森岡茂夫君）

私も、目に見えて準備が進んでいるんだというのは実感しております。ただ、大槌町ですね、町長から課長が亡くなったところですね、４０人亡くなったわけですけど。実はあれは、ちょうど太地の多目的センターと同じ位置に公民館があって、そこへ逃げるとというのが災害マニュアル上そうっておりました。なのに、時の町長は、死んだ方にむち打つようで大変申し訳ないんですが、建物が傾いたもんですから、駐車場に机と椅子と電話機を持ってこさせて、そこに対策本部をつくってしまった。３０何分後に大きな津波に襲われて、そこにいた者は全員亡くなってしまった。ただ、生き残ってる人たちも数十人いるんです。その人た

ちはマニュアルどおりに、町長がここで対策本部を開くと言ったのにマニュアルどおりに高台に逃げた。その人たちは生き残りました。やはり、今、ハードの高台移転がなかなか進まないのであれば、今総務課長がおっしゃったとおり、ソフトの面で訓練を重ねるしかないと思います。ぜひ、対策本部の設置訓練だとか、あと、やっぱり災害時に役場の中にいるのは、実は職員だけじゃないですね。住民もいます。北上総合支所の場合も、合併した後にできた役場ですから、そのとき中にいた５７名の中で、役場の職員は僅か１０何名なんですね。あとは近所の住民だとか、手続に来てた住民たちがたまたまいて、そして、生き残ったのが役場の職員が２人、小学生が１人、計３人しか生き残らなかったという、もう本当に悲惨な災害でした。私はＵターンして１２年たつんですが、その頃に近所のおじさん、おばさんが、役場は小学校に移転するんだよといって聞いてたんですが、その後、その計画というのは進んでるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すみません、当初の計画では小学校を高台移転して、その小学校の跡に庁舎という話があったんですけども、いろいろな想定等を考えて、総合的に本当にそこが最適なのかということがありまして、高台のほうがやはりいいんじゃないかということも含めながら、今はちょっといろいろ財政的な問題もあるんですけども、今はちょっと小学校という案は今のところは止まっているような状況でございます。

○議長（福田忠由君）

２番、森岡君。

○２番（森岡茂夫君）

実は私は、小学校へ役場が移転するメリットというのは大きいと思うんですね。まず一つは、財政上のメリットですね。三重県の紀北町が元の高校の校舎を使って、合併したときに本庁舎を高校を利活用して移転しました。そのとき随分議会で議論があったんだそうです。新築のほうが安くいくんじゃないか、いや、リニューアルのほうが安くいくのか。そこで、一級建築士である私が呼ばれて、いろいろな意見を聞かれて、結果的には高校の校舎を今は利活用して本庁舎になっております。あと、もう一つ小学校へ移転するメリットは、やっぱり利活用、建物を壊して建てるというのは非常に、二酸化炭素の発生量の４割が建築分野から出ると言われております。だから、小学校の校舎を利活用するというのは、やっぱり、地球温暖化対策上も私は大きく寄与するんじゃないかと思っています。あともう一つ、これは私の技術者としての提案なんですが、小学校のグラウンド下に穴を掘って遊水池を造る。そうすると、七、八年前、小学校から平見へ上がっていく谷の用水路、幅１メートルちょっ

としかない用水路があふれて水ノ浦辺りまで、その辺まで水がつかりましたよね。それを防ぐには、平見の宅地化が進んでいますから、今までだったら地面に染み込んでた雨がいきなり雨どいを通じて、側溝を通じて、一つは海側、一つは小学校側へ流れてきます。その結果、いわゆる内水というんですが、氾濫を起こした。それは、やはり、そのあふれた水をどこかへ誘導する、ためるとというのが今の土木技術では最先端かと思います。皆さんもよく知ってる横浜の日産スタジアム、あれの駐車場は、実は下が遊水池になっております。だから、それ以降、あの川は氾濫しなくなりましたよね。それと同じようなことを太地町のグラウンドの下、一番平見の水が集まってくる場所で水をためてしまおう、そういうことを私は提案をしたいと思います。いま一度、小学校校舎の跡地利用ということをもう一度検討してみませんか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

小学校の跡地利用については、小学校が移った後のですね、検討したいと思います。ただ、今現在は、やはり先ほど総務課長が申しましたように、庁舎をもし建てるのであればということでそういう検討を進めておりますけれども、やはり高台のほうへということで、先般、議員の皆様たちのご賛同を得まして、町民グラウンド等を購入させていただきました。そういうことも候補地の中に当然ながら入ると思っております。ただ、跡地についての検討はしたらいいと思いますけど、以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

やはり、財政上のメリットだとか、それから、今言ったような防災対策、様々なメリットがありますので、いま一度やっぱり並行して、私は検討していただきたいと思います。続いて、小学校の高台移転についてお聞きしたいと思います。住民から、小学校の高台移転をしてほしいという署名運動があったと聞いたんですが、私はそれ知らなかったんですが、それはあったのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

今年の3月26日に、そういう要望書の提出がなされております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

どうして高台へ移転してほしいというふうな趣旨は何か書いてありましたか。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

2点あります。1点目は、太地小学校の早期高台移転、もう一つは、具体的な移転計画の速やかな公表。以上です。

○2番（森岡茂夫君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

普通は趣旨が書いてなきゃいけないですよ。建物が地震で倒れそうだとか、津波だとか。でも、何か思いがあった。これは何名の署名が集まったんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

1，264です。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

その要望を受けて、当局はどう対応するんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

これまでの経緯を、宇佐川元教育長、山本前教育長からもいろいろ聞いてます。今、官舎のこともありましたけど、当然小学校についてもできるだけ、どういう形になるかは分かりませんが、高台移転の方向で進めていきたいというふうに思ってます。また、そのときに私もたまたま教育委員会へ来てたもんですから、その嘆願書をいただくときにいろいろお話を聞かせてもらったときには、特に津波に関してという話をされていました。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ちょっと調べてこなかったので大変申し訳ないですけど、私の記憶では二、三年前に宇佐川教育長のときに、小学校高台移転の調査費というのが何百万か計上されてたように思いま

す。ただ、成果品を見たことがないんですが、まず検討したかどうか。それで、何を検討したのか教えてください。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

令和3年度の予算だったと記憶しているんですけども、今の小学校の敷地内に、体育館の前辺りの今グラウンドがあるんですけども、そこに教室とか、あと、その他の部屋、そういうものをどういう感じで建てれるかなと。そのために小学校の先生方とか、それからいろいろ意見を伺って設計をしたと聞いております。費用的には100万弱だったと記憶しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今まで私は議会で、宇佐川教育長に高台移転するなら中学校の校舎を活用して、そこに木造の校舎を併設するということを一般質問をしたことがあります。そのときに実は元教員だとか、それから今併設校というのは、この近隣には色川小中学校、それから北山村の小中学校、そして高田の小中学校、3つあると聞いたもんですから、その先生方の意見も聞いてまわったり、それから太地の教員のOBにも聞いてまいりました。いろんな意見がありますね。併設校は、今の太地の小中学校の規模でいくと合わないんだというふうに明確に発言された元校長先生もおられました。いや、自分は現役時代から特色のある教育をするには一貫校であるべきだって主張してたんだと言ってるOBの校長先生もいらっしゃいます。様々な意見があるようです。国とか県のホームページを見ても、両論が書いてあります。これは、ぜひ現場の経験が深い橋爪教育長に、併設あるいは一貫に対してのご意見があれば拝聴したいと思います。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

ただいまお話がありましたように、北山小中学校、高田小中学校、色川小中学校、小中一貫的な形でしてますけど、それと同じように太地小中学校を考えたときに、小さな学校の生徒数というのは、北山にしても、高田にしても、色川にしても大体20人前後なんですね。その中で、学校長は1名、それから教頭は一応小中に1名ずついてるんですけど、養護は1名であつたり、事務が1名であると。今もし太地小中学校が一緒になると、小学校が102名、中学校が29名で約130人、150人弱になります。だから、そういう状況の中で、

例えば養護の先生が1人で見ると、もしくは事務の先生についても、小学校の形と中学校の形は、中学校は部活動があったりということで、小中の事務の形も全然違う中で先生方の不安もあると思いますし、まず、養護の先生が1人で小学校1年生から中学校3年生まで見なければならない負担というのは物すごく大きいと思いますので、今の太地の規模で小中一貫校というのは、恐らくメリットよりかデメリットのほうが私自身は多いのではないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そういうご意見も私も聞きました。ただ、私が思うのは、私が育ったときは、4歳上の町長は恐らく百五、六十人おられた。私の1つ上も、1つ下も120人ぐらいで、私のところだけが団塊世代の谷間で80人しかいない。でも、ということは、中学校だけでも300人、400人いたんですね。そのときのことを思うと、やっぱり、集団で子供生活を送ることのメリットというのを私はひしひしと感じております。やはり、せっかく高台移転するのであれば、ハード的な高台移転の検討はもちろんのことなんですが、やはり子供ファーストになって、子供たちにとって集団で育つことのメリットがあるのかどうか。そういったこともやはり並行して検討をしてほしいなと思っております。せんだつても色川小中学校の校長先生が大変気さくな方で、率直に意見を聞かせてくれたんですが、自分たちが想像した以上に大きなメリットを感じているというふうに。でも、維持する苦労というのは相当あるんだと思います。でも、そういう言い方をされてしまったので、私が希望するのはどっちがいいかではなくて、小学校の移転も高台なのか、今の校舎を生かすのか、それはハードのほうですね。ソフトの面では、やっぱり私たちの頃に比べると今の子供たちは人数が少ないですから、それを補うためにも併設やなんかも検討してほしいと思っておりますので、今後も議論をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。防災の3つ目なんですが、被災者生活再建支援制度、皆さんはあまり聞き慣れないと思うんですが、被災者生活再建支援法というのが我が国にはあります。これは阪神淡路の大震災をきっかけに制定された法律なんですが、実はこれ、そういう法律をつくってほしいと言い出したのは神戸の市民団体なんですね。市民団体からの要望が発端なんですが、その当時の政府は、実は国会でこう答弁しております。自然災害により個人が被害を受けた場合には、自助努力、自助努力による回復が原則だと。税金を投入するわけにはいかないということで突っぱねて、法制化されなかったんですね。しかしその後、全国の国民が署名活動をやりまして、1998年にこれはめずらしいんですが議員立法、与党も野党も一緒になって、共産党だけが賛成しなかったんですが、共産党以外の政党は全て賛成して法律が成立しております。私は、これ我が国の自然災害による被災

者救援の長い歴史の中で画期的な法律、市民の生活を国費で賄うんだという、本当に画期的な法律だと高く評価しております。しかし、この法律には当然、法律ですからできること、できないことがあります。今一番实际的に大きなデメリットの一つが、実は法律にはこう書いてあります。自然災害で1市町村において、住居が10世帯以上全壊したときに適用を検討するというふうになっております。これ関西にいる方はご存じないと思うんですが、2012年に茨城、栃木の県境を物すごい竜巻、大竜巻が被害を及ぼしました。このときにこの法律が問題になったんです。というのは、茨城県側は、10世帯以上の被災者がいた。栃木県側は、たしか五、六件だった。だから、同じ日に同じ竜巻によって被害を受けた。今日は写真を用意してないんですが、木造の建物が屋根を下にしてひっくり返った、そこまで物すごい竜巻だったんです。そのひっくり返った家の中に中学生の男の子がいて亡くなられたんですが、私もいまだに目に焼きついております。果たして、建築の設計でそういったことが防げなかったんだろうかということで、実はそのときのその建物は新築したばかりで、きちんと法律に従って出来上がった建物だったんですね。それでも中学生の命を守れなかった、そういうことがありました。その後、学会のほうでも大きな検討をしております。いわゆる同じ災害に遭いながら、片方の市町村の方は国からの助成金が頂ける。栃木県側は10世帯以下だからもらえないというのは、これは非常におかしいという議論が始まりました。それで、今はもう国・県には頼れないということで、自治体が独自でこの制度を条例で定めている自治体が出始めていますが、それはご存じですか。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

存じ上げております。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

それはどちらですか。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

那智勝浦町さんも今回何かこのような提案があるということで、はい、伺ってます。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

いや、すごい、調べていただいてありがとうございます。那智勝浦町はまだこの6月議会で上程しますので、まだ成立してません。実はもう成立しているのは、愛知県の犬山市ですね。ここでその条例が完成しております。これは、私は画期的なことだと思います。私も災害に関わって20年以上たちますが、被害者数の人数によって救済される、されないというのが分かれるのがおかしいということで、随分国や県に働きかけてきましたが、やっと犬山市が条例をつくってくれました。それで、那智勝浦町がどうしてこの6月に議会に上程するか、反対する人はいないと思うんですが、これは、実は去年の夏に色川で土砂災害があって、1軒の家が全壊しました。これがそうなんです。これ皆さん見ると、平家の家がちょっと傾いてるかなと思いますけど、これは実は二階家なんです。二階家の家の1階が全部潰れて土砂に埋まった写真です。これは今日のために四、五日前に取りにいております。それで、今回のこれ1件だけが被災したもんですから、国や県の助成が得られない。それはやっぱりおかしいということで、那智勝浦町の去年の12月と今年の3月の定例会で、議員さんがそれはおかしいということで、そして、条例制定の話が今進んでおります。太地町も、やはりこの色川と同じようなことが起こるんじゃないかと私は大変心配しております。今日は議会にはいらっしゃらないですが、下津職員が防災担当のときに私が一般質問して、太地にレッドゾーン・イエローゾーンに引っかかる住宅は何棟あるかといったら、彼は恐らく何日もかけてカウントしてくれたんですね。何とこの狭い太地町でレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域にある建物は133棟、その時点ですでね、たしか3年ぐらい前です。それからイエローゾーン、土地災害警戒区域に入っている建物が139棟あるんですね。そうすると、太地の場合は山が小さいですから、起こるとしてもこの色川と同じようなことが起こると思います。一挙に10世帯、20世帯が土砂に埋もれるということはまずないと思うんですね。あっても、1世帯、2世帯、そうすると国の助成金が得られないんですね。私は、やっぱり台風が来るたんびに色川のようなことが起こるかもしれない。それに備えて、国ではカバーできない、1世帯であっても助成金を出すという、いわゆる太地町被災者生活再建支援制度という条例を検討してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

被災者救済の観点であったり、公平性の確保であったり、また財源のほうも伴ってきますので、一応それらを総合的に考えて進めるというか、検討ということでよろしく願いいたします。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

もちろんそうだと思います。財源がないところから、ない袖は振れないという思いもあるかと思います。ただ、国の法律は、実はこれ我々の税金です。主務機関は、よく国からお金をもらったと誤解している方がいるんですが、この被災者支援法の主務機関というのは、実は都道府県なんですね。丸の内の都道府県会館、あの中に事務局がありまして、都道府県が集めた税金をいわゆる保険のようにしてプールをしてる。だから、我々の税金なんですね。だから、1世帯であっても2世帯であっても、やはり均等に困っている人を助けられる。これは、その財源を抽出するのが執行部、我々議会側の大きな責任だと思います。ぜひ、この6月議会で那智勝浦町がどういう結論を出すのかも、私も注目して議会へ行きたいと思っておりますが、今後も太地町も前向きに検討していただきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（福田忠由君）

森岡茂夫君の質問を終わります。

休憩します。10時25分再開します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時25分

○議長（福田忠由君）

再開します。次に、漁野尚登君。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1番、漁野尚登です。一問一答で一般質問を始めたいと思います。1番目の国際鯨類施設についてということで、1、国際鯨類施設の運用について、令和7年3月、4月、5月の利用状況について伺いたと思います。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

令和7年3月、4月、5月の国際鯨類施設の利用実績について、ご報告いたします。まず、令和7年3月につきまして、会議室につきましては、実績0件でございます。続きまして、図書室につきましては、3月14名。施設の見学につきましては、3月人数にして23名、件数にして3件でございます。次に、令和7年4月の会議室の実績でございますが、こちらは人数が5名、件数にして1件。続いて、会議室5月の分ですけれども、人数が85名、件数が2件。図書室につきましては、4月91名、5月88名。施設見学につきましては、4月102名、件数にして10件、5月人数96名、件数にして6件でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

前までは見学というのはなかったように思うんですけども、国際鯨類施設がオープンしてからこの3月で1年になるんですけども、令和6年4月から令和7年3月までの会議室、研修室、図書館、それから、これ、今見学というのも出てきたんですけども、ちょっと見学の人数も教えてもらおうかな。それと、見学の件数ですか。だから、会議室と研修室と図書館、それと見学とその見学の件数ですね。その1年間の利用実績を月ごとに、すみませんけど、お願いします。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

令和6年4月から令和7年3月までの国際鯨類施設の利用実績について、ご説明・ご答弁いたします。まず、会議室につきまして、4月6名、件数にして1件でございます。5月56名、件数にして2件でございます。6月はゼロであります。7月人数20名、件数2件です。8月、ゼロです。9月47名、件数にして1件。10月人数10名、件数1件です。11月153名、件数にして3件です。12月120名、件数2件です。1月18名、件数で2件です。2月86名、件数にして2件であります。最後に、3月は0件で、1年間の合計ですが、516名、件数にして16件であります。こちらの会議室の中身につきましては、会議室1、2、3と、最後に研修ホールが含まれた数になってございます。続きまして図書室ですけれども、4月56名、5月14名、6月5名、7月9名、8月23名、9月44名、10月22名、11月156名、12月104名、1月5名、2月30名、3月14名、計482名です。最後に、施設見学でございます。4月120名、件数14件、5月121名、件数18件、6月14名、件数4件、7月79名、件数19件、8月38名、件数10件、9月61名、件数3件、10月26名、件数4件、11月175名、件数9件、12月160名、件数8件、1月21名、件数5件、2月110名、件数11件、3月23名、件数3件、合計にして948名、件数にして計108件でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そうしたら、会議室が1か月に43人ぐらい。図書室が40名ぐらい。見学が79名。これはどうなんですか。利用状況としては、太地町としてはどのように考えてますか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

鯨類研究所のほうで、指定管理者さんのほうで頑張っていていただいておりますが、やはりまだ少ないと感じておりますので、これから、定例会ごとにいつも答弁させてもらっているんですけども、鯨類研究所のほうと連携しながら、自主事業等をやっていただきながら、住民さんにも知っていただき、また、ほかの町外の方にも来ていただいて、利用者のほうが増えるように努力していきたいと考えております。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

やっぱり、これは税金を約20億をつぎ込んで、これだけの人数しかないというのは非常に寂しいですね。それと、見学に来た人が948名で、月に79名平均、この人たちはもうリピートとしては来んだろうからね。今後何とか活用して、もうちょっと人が来るように、鯨研のほうとも相談してやってほしいと思います。それから、次の2番目の太地町の教育行政についてということで、橋爪新教育長の教育方針についてということですね。橋爪教育長には、太地町の子供に対してどのような教育を行っていこうと考えているのか伺いたいと思います。君が代の歌詞を言ってくれとか言わへんので。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

私自身が考えている教育方針というのを簡単に述べさせていただきます。教育の本質というのは、人格の形成にあるというふうに私自身は思っています。その中で常に私自身が考えてることで、よく教育現場では不易と流行という言葉が使われるわけですけど、昨日もデジタル化の話がありましたように、私たちが学生時代、学校にデジタルという、そういう言葉はほとんどなかったです。ただ、今の世の中に対応する、だから時代の流れによって学校も変わっていかないといけない部分というのは必ずあると思います。ただ、私自身が重視しているのは、不易の部分というのを物すごく重視してます。時代がどんなに変わっても、これだけは変えてはならないという部分も絶対あると思うんです。その部分を先生方に、例えばよいことはよい、悪いことは悪い。特にその悪いことは悪いということをきちんと教えてあげないと、私、6年間近隣の学校、特に中学校を回りましたが、それができない、できていないというケースが多々あって、そのことについては授業を見させてもらった先生に常に話をさせてもらいました。そういうことを、悪いことは悪いでということをしっかり教えることによって、ルール・マナーをしっかり守らせる。そういうふうな生徒の育成、決して難

しいことではなしに、当たり前のことを当たり前にできる、やっぱり、そういう子供を育ててほしいというふうに思っています。ただ、それができれば、今、全国の学力診断調査等があって、そのポイントによって一喜一憂してますけど、そういうことは学校がきちんと落ち着いてくれば、自然と生徒が身に着けるものではないかなというふうに思っています。だから簡単に言えば、生徒指導というのがしっかりできていれば、その学校は落ち着いて、学力だけじゃなしにいろいろな面で伸びていくというふうに私自身は確信してますし、そのことにつきましては4月1日の教育総合会議のときに学校関係者の先生方にも既にお願いをしたところであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

今の教育長の方針を聞いて、非常に僕は安心しました。前教育長とは全然違う、しっかりした考えを持っているなと思います。太地町の子供たちにすばらしい教育を受けさせてやってほしいと思います。私は、前も言ったんですけど、日本人として誇りを持った大人に育ててほしいと、そういう教育もしてほしいなと思います。君が代も歌えない、日の丸も尊ばない日本人になってほくはないと思っております。入学式、卒業式には必ず日の丸に向かって君が代を斉唱する。これは実行してほしいと思います。その辺はどうですか。昨日の、今バレーボールの大会が始まったんですけどね、国歌斉唱のときに、やっぱり日本のチームは歌ってないんですよ、君が代を。国際試合で君が代を歌えないというのは非常にはずかしいことだと僕は思うんで。相手の中国選手は非常に大きな声で歌っている。だから、やっぱり君が代というのは歌える大人になってほしいと思いますけど、その辺はどのように考えてますか。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

私自身、やっぱり国際的な大会と、たまたま今話がありましたけど、見てるとどうしても国旗であったり、国歌というのは当然あって必要なものだというふうに思ってます。ただ、今はもう普通に卒業式、入学式で歌われて、学校でも指導はしてますけど、その指導の度合いにつきましては、各校若干差があるかなというふうには思っています。これは全然関係ない話ですけど、学校に君が代が入ってきたときに、学校というのは物すごく揺れまして、教師の中でそれをどうするかという話で学校が物すごく不安定な時期がありました。それがイコール、教員が不安になっていると、それがそのまま生徒に返すわけですけど、またそのときに比べて、そのときは学校にいきなり持ち込まれるというのは非常にちょっと考えるところ

ろがあつて、それからもうかなりの年月がたちましたので、もう今は当たり前君が代を歌っているという状況の中で、中学校の場合は、私は中学校しか知らないで中学校の場合は前に向かって、漁野議員が言われたような形での指導、それから正対した形での斉唱になっているというふうに思います。ただ、最初に言わせてもらいましたように、学校の格差というのはやっぱり今でも若干あるというふうに思っています。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

やっぱり、小学校のときからそういうことを教育してなかったらね、日本人としての誇りを持った大人には育っていかないと私は思いますよ。それで、国旗・国歌の法案もあるんやからね、それに基づいてちゃんとやってほしいと思います。それで、これは僕の考えなんですけれども、これはできるだけ知ってほしいんですけどね、中学生ぐらいになれば、天皇陛下はたどっていけば神武天皇に行き着くと、天皇陛下というのは万世一系であるということぐらい僕は教えてほしいと思う。これを知らないからね、女性天皇とか女系天皇とかいう話が出てくるんですよ。これは、私は、さっき教育長が言った、日本人として絶対変えてはいけないことだと、万世一系はね。それが今何かおかしいことになってきて、これはGHQが天皇陛下についての教育はするなということから始まってあるわけなんですけれども、やっぱり、天皇陛下というのは日本の象徴なんでね、これは誰もがなれるわけじゃないんですよ。神武天皇の血を引いたものじゃないとできないんですよ、これはね。そういうことは、日本人としては、これは変えてはいけないことだと、一番の変えてはいけないことだと僕は思ってますんで、その辺も考えてみて、万世一系ぐらいは教えてほしいと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

そういう面では、社会科においてある程度指導はしてくれているとは思いますが、私自身も詳しくは知らないで、今の漁野議員の意見を参考にしていきたいと思ってます。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

僕も万世一系だという言葉はね、しばらくというか、30、40ぐらいになるまで知らなんだんですよ、そんな言葉。だから、隠してるというかな、なんか。だから、万世一系というのはほんまに非常に大事なことで、みんなに教えて、これは本当に日本人が変えては

いけないことだと思うんでね。その辺を教育長も頭に入れておいてほしいと思います。そして、やっぱり国史は買ってくれたかな、これ。この本の、これは何ページか分からんけど、歴代天皇の皇位継承図というのがあるんですよ。こういう教科書というのは今まで絶対なかったんでね、すみませんけど、この国史というのを中学生ぐらいには読ませてやってほしい。それで、現近代史を非常に詳しく書いているんでね。やっぱり、日本の正しい歴史を知るということは、一番の日本人として誇りを持つ早道だと思うんで。本当に一番面白いのは、中国1000年の歴史なんていうのがあるじゃないですか。今の中華人民共和国というのは、できてから七、八十年しかたってないわけですよ。その前が中華民国で、清で、明で、元で、非常に王朝が変わつとるわけですよ。だから、中華2000年の歴史というのはいないんですよ。でも、日本というのは、1500年以上続いているんですよ、1つの王朝が。それがすごいすばらしいことだと私は思っているんで、その辺のこともちゃんと教えたってほしいと思います。2番目の教育長の給料についてということで、令和7年度当初予算によると、三軒町長の給料は年間549万円、月給にすると約46万円で、ボーナスはなし。549万というのは、12か月で割れやんのやけど、これどんなになったんかなと。そして、教育長の給料は、年間606万円、月額にすると50万5,000円ですね。ボーナスが170万5,000円、年収776万5,000円。この776万5,000円の年収が欲しくて教育長を引き受けたのではないということは重々承知しておりますし、就任してからこの年収を知ったということも理解しております。橋爪新教育長は、この給料については、三軒町長よりも多いということを含めて、今まだ2か月ですか、4、5、どのように考えているのか。なったばかりで悪いんですけども、伺っておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

私自身、教育長にならせてもらって初めてその条例を見せてもらったときに、数字だけ見た限りは、若干違和感をやっぱり私自身は持ちました。ただ、もともとこういう金額ではなかったと思うんですけど、こうなるに至った経緯というものを、私は全く知りません。それで、条例に載ってるということであれば、報酬審議会等を通して承認されたことだというふうに思いますので、それに関して特に私自身が、最初に言ってくださいましたように、この給料があるからこの職に就いてという、そういう気持ちは全く私自身はありません。昨日お話しさせてもらったように、少しでも太地のお役に立てればというふうに思ってますので、特にそれ以上コメントはありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

経緯は経緯で聞いてみたらええと思うんですけど、これになる以前の給料は幾らやったか今言えます。教育次長か、誰か言えますか、覚えてます。45万ぐらいかな、いや、35万でしたか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

平成16年10月からは月額20万円です。その後、平成27年7月から月額34万5,700円。平成31年4月から50万5,000円となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

いろいろ経緯からも調べてもうたら分かると思うんで、このお金がね、私はこのぐらいの仕事をしてるというならええし、元の給料に戻すというなら、それはそれでええし。経緯をちゃんと調べて教えてもらって、考えてみてください。次に、太地町の水道事業についてということで、市屋地区の水道施設（市屋水源地施設）についてということですね。最初に、令和4年5月9日に土地売買契約書があるんですけども、令和4年5月9日に太地町が、これは個人名出してええんかな、取引した相手は分かっとるんですけど、個人名出していいですか。

○議長（福田忠由君）

休憩です。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○議長（福田忠由君）

再開します。

○1 番（漁野尚登君）

ごめんなさい。最初に、令和4年5月9日に太地町が●●●●氏と土地売買契約を結んだ以前に、市屋で土地売買契約を結んだ土地があれば、番地、所有者、買った面積、それで土地の評価価格、購入金額、購入目的、その財源をお願いします。そして、幾つかあったらならば、最後に購入総額をお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

平成23年契約日以降。那智勝浦のあの道路を建設にあたって、それ以降購入したところをお伝えさせていただきます。那智勝浦町市屋、地番が537-3。契約日が平成23年10月1日となっております。面積が16平方メートル。鑑定額が1万5,200円。所有者が、市屋区所有の土地となっております。

○議長（福田忠由君）

ちょっと休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（福田忠由君）

再開します。

○1番（漁野尚登君）

それで、土地評価価格が1万5,200円。

○産業建設課長（脊古 景君）

はい。

○1番（漁野尚登君）

購入金額は。

○産業建設課長（脊古 景君）

24万3,200円です。

○1番（漁野尚登君）

購入目的。

○産業建設課長（脊古 景君）

こちらの土地には取水井戸がございます。

○1番（漁野尚登君）

何が。

○産業建設課長（脊古 景君）

井戸があります。取水の井戸があります。

○1番（漁野尚登君）

財源は。

○産業建設課長（脊古 景君）

財源が、那智勝浦、自動車道建設にあたっての保証金といいますか、そういうのを使いますので、国庫負担金となっております。同じく那智勝浦町市屋の537-4、これは契約

日が平成23年10月1日となっております。面積が11.96平方メートル、鑑定額が1万5,200円、購入金額が18万1,792円です。こちらも前所有者は市屋区となっております。財源につきましても国庫負担金。これにつきましては、3号井戸からの導水管であつたり、点検口などがあるところがございます。続きまして、那智勝浦町市屋の452-1、契約日が平成24年4月11日、面積が432.53、鑑定額が1万5,200円、評価額です。購入金額657万4,456円、所有者につきましては、個人情報となりますので差し控えさせていただきます。財源につきましては、国庫負担金。目的につきましては、井戸水のろ過に使う装置であつたり、あと導水管が埋設されております。続きまして、那智勝浦町市屋543番、契約日が平成24年4月11日、面積は505平方メートル、評価額が1万5,200円、購入金額が767万6,000円、所有者につきましては控えさせていただきたいと思います。こちらにつきましても、財源が国庫負担金となっております。この543番地は、取水井戸がある土地となっております。井戸のある土地です。那智勝浦町市屋656番、契約日が平成28年9月8日、面積が446平方メートル、評価額が1万3,100円、購入金額が584万2,600円、所有者については控えさせていただきたいと思います。財源につきましては、自己資金となっております。ここが、一度国交省が試掘した井戸があるということで、ここからいい水が出てたということでその井戸を残してもらって、その後、太地町のほうで購入したという経緯がございます。続きまして、那智勝浦町市屋536-1、契約日が令和2年3月16日、面積が480、鑑定額が6,800円、購入金額は326万4,000円、財源につきましては自己資金です。目的につきましては、井戸からポンプ場までの導水管の用地として購入しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

自己資金というのは何ですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

水道事業であります。一般会計という一般財源とか、自主財源といったものになります。

以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

いや、一般財源と言うてくれたら分かるんやけどさ、自己資金ていうたら誰のお金かなと。

そうしたら、それで令和4年5月9日に、この●●●●さんから657、658、659番地、市屋の土地505平米、1,001平米、1,001平米、合計2,507平米、評価額が6,100円、1,529万2,700円で、市屋水源地施設用地ということで購入しております。この1,529万2,700円の財源もお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

こちらにつきましても一般財源というか、自主財源となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがあって、第3条に地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い、土地については1件5,000平方メートル以上のものに限ると、又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとするということで、全部議会にはかかってないんですけどね。ほたら結局、僕、この最初の2件がちょっと、これは分からないんだもんで、451と54幾つやったかな。これはちょっと調べてなかったんで。結局、太地町は市屋地区に合計で今何平米の土地を持ったあるんですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

先ほどお答えさせていただいた土地の合計ですと、1891.49平方メートルとなります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これは、令和4年4月5日、令和4年の5月9日の2,502平米を引いた土地の平米が1891.49ということで理解しておいたらいいですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

契約日が平成23年10月1日以降に購入した土地の面積となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、計算では市屋に4, 398平米の土地、坪数にして1, 332坪の土地を所有してるということになりますよね。ほて、これ買収にかかった全金額というのは幾らになります。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

平成23年から令和4年までに購入した土地につきましては、3, 907万4, 748円となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そしたら、今まで約3, 900万で市屋に土地を買ってるということになりますね。大体これ過疎債も使ってるのかなと思ったら、自主財源がほとんどで、うん、分かりました。今後の質問に関しては、町長、副町長及び前総括課長が答弁してくれるようにお願いします。議会の経緯として、令和2年3月12日、第1回定例会の令和2年度企業会計太地町水道事業会計において、市屋水源地取水施設が老朽化してきておりますので、市屋水源地施設建設予定地として購入を考えておりますということで、固定資産購入費の1, 829万6, 000円が計上されておりました。このとき会議録にはないんですけども、水道水の塩害が少なくなるようにと、上流のほうの土地を購入したいということも言っていたように思います。この1, 829万6, 000円の根拠をお願いします。5年前やから覚えてないかも分かんけど。

○議長（福田忠由君）

休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（福田忠由君）

再開します。久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

申し訳ございません。この平米単価の根拠というのがちょっと今のところ分からないとこ

ろでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

5 年前ということではなかなか分らんかも分らんですけど、これどこの土地を買うかも分からんし、値段も分らん中で1, 8 2 9 万 6, 0 0 0 円が計上されているというか、非常に不思議なんですけど、もう買うと決めてから上げてきたんですか、これ。そうなんですか。令和2年3月12日、5 年前ですか。そのときに初めて固定資産購入費ということで1, 8 2 9 万 6, 0 0 0 円が計上されたんですけれども、これの根拠が分からないって、どういうあれで本当にこの金額が上がってきたのか。大体もう買うところが分かって、ここを買おうと思って上げてきたのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

この令和2年度の予算措置につきましては、この時点で今購入してる3筆ですか、その場所は決定した上での予算計上だと考えております。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたらこの令和2年3月12日以前にもうここを買おうということで、予算計上してきたわけですね。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応令和2年の当初予算で計上させていただいているところを見ると、令和元年度に一応この位置を特定した上で、それに見合う予算措置を行ったと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

いや、これね、不思議に思ったのがね、土地をまだどこ買うのかなとかいうのも決まっていなように思うんでね。ほて、この土地の657番地の評価額が、これが出てきたのが令和3年の3月8日なんですよ。だから、評価額が出てきてないのにこの金額が出てくるというのは非常に不思議でね、質問させてもらたんやけど。ほんで、大体合ったあるんですよ、

1, 500万で。これはすごいなと思うんですけど。だって、評価額が出る前にこの値段が上がってきてると。それから、令和3年6月16日、第2回定例会において、水道用地購入事業についてですが、農業振興地域除外申請の許可が遅れており、農地転用等の手続が4月以降になってしまうために繰越しさせていただいておりますということで、1, 750万円が令和4年度に繰り越されております。それで、農業振興地域除外申請の許可というのは、誰がどこにどのような書類を出すのかちょっと教えておいてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

農業振興地域整備計画変更申出書を所有者から那智勝浦町へ提出することになります。添付書類としまして、位置図、登記簿謄本、区の承諾書、隣接地の方の同意書、あと公図、その他補足資料、計画図面などを添付しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ちょっとあれ、区の何ですか。区と、ほて隣接地の所有者の判こ、ほて、もう一度すみません、その辺をちょっと。ほて、建設予定図はないんですか、そのときに。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

まず、市屋区の承諾書、隣接地の同意書、そのほか添付資料として、計画の平面図とか、そういったものを添付しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そのときに、もう令和3年6月16日の時点において、遅れているということなんですけれども、市屋区の承諾書、これは誰が押すんですか。隣接地の同意書というのは、隣接の土地の同意書でしょうけど、区の承諾書というのは誰が押すんですか。これは、区民の同意を得て押すんですか。当然やと思いますけど。ほて、このときに建設予定図というのはできてないんですか。久保君が一番知ったあると思うで。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応、区の同意につきましては、区長さんが最終的には押印するような形になろうかと思っています。ただ、それまでに至る経緯というのはちょっと私のほうでは分からないところがありますが、臆測で言うのもちょっと申し訳ないんですけども、区の役員会等に諮った上で押印だと思っております。それと、そのときには建設予定地、もちろんこの場所に建てますよという図面等については添付しておると考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

添付しておるといいますって、これは太地町がつくらなんたら誰がつくるんですか。区長がつくるんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応これの申請につきましては、個人申請になります。太地町が農振地域の変更とか農転申請というのを提出するわけではなくて、あくまで個人申請という形となっております。ただ、そういう資料につきましてはうちのほうで、うちが一応購入したいという希望を地権者の方にお話ししている以上、その辺の資料については太地町のほうで資料は作成したと考えております。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

作成したと考えておりますって、町がつくらなんたら、区長はつくれんでしょ、これ。ほたら、この場合の農地転用の申請というのは、4 条なのか5 条なのかお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

5 条の申請となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、5 条の申請というのは、誰がどこへどのような書類を提出するんですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

譲受人から那智勝浦町農業委員会へ申請書を提出することになります。添付書類としまして、位置図、登記簿謄本、承諾書、公図、農業振興地域整備計画変更申入れの結果の写し、その他補足資料として、計画図面等を添付して申請しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、農業振興地域除外申請は所有者がして、5 条による申請は、これ太地町がするという理解でいいですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

はい。漁野議員がおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、令和4年3月10日、第1回定例会において、令和3年度に購入を予定していた那智勝浦町市屋地区の土地が、年度内、つまり令和3年度内に購入が難しいことから、再度令和4年度の水道事業会計に1,750万円が計上されたと。その後、令和4年5月9日に太地町は●●●●氏と土地売買契約を結び、翌日10日に太地町に所有権が移転されていると。令和2年3月12日に土地購入費が計上されてから土地購入に至るまで約2年かかっていますけれども、これは、やっぱり農業振興地域除外申請等農地転用の手続が遅くなったということと理解しておいていいですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

農業振興地域整備計画変更の手続で、いろいろ、提出上の書類の訂正であったり、そういったものに時間を要したと認識しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

令和5年第1回定例会において、市屋ポンプ場施設造成設計業務委託料が計上されていたんですけども、入札執行調書によると、令和5年4月17日に入札が行われ、関西技術コン

サルタント株式会社和歌山事務所が３００万円で落札しておりました。この市屋ポンプ場建設造成の設計図を後で見せてもらえますか。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前１１時２７分

再開 午前１１時２８分

○議長（福田忠由君）

再開します。久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

この設計につきましては、今言われるように入札して、その設計を行っている段階で一部市屋区の区民の方から反対の声が上がったということで、最後のコンサル業務まで至らずに途中で概略設計、本来は詳細な設計を行うつもりで発注は行ったんですけれども、そういう話が出たもので、途中で、最後までいっても実際に話がそのままの話でいけるかどうかというのがちょっと先が見えてなかったもので、途中で業務自体を概略設計に切り替えまして、平面、あと立面図等の簡易的な図面を作成した経過がありますんで、その資料につきましては今現在出来上がってますんで、閲覧していただくことは可能だと思います。

○議長（福田忠由君）

１番、漁野君。

○１番（漁野尚登君）

いや、これは３００万で落札して、入札したわけでしょ。その市屋ポンプ場施設造成の設計図はないんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

その造成に関する詳細な設計というところまでには至っておりませんので、途中でうちのほうから指示をして、変更設計ということで概略設計、今言ったように、平面図、あと立面図等の簡易的な図面を作成させたというところでございます。ですので、最終造成の図面というところの資料はできておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

１番、漁野君。

○１番（漁野尚登君）

さっき何か雲行きが怪しくなってきたみたいなのを言うたんですけど、この辺から話が

おかしくなってきたんですか。僕が聞いたんのは、これ町長の発言だと思うんですけど、市屋区との同意がようやく得られて、土地が買えるようになったんだと言うたことを覚えたあるんですよ。土地を購入したって、それで土地を購入したんだなと。令和4年の5月9日に締結したんだなと。それはそれで僕はそういう理解で、同意があつてようやく買えたんだなと、令和4年の5月9日にね。ほたら、これ令和4年の5月9日に購入したんだけど、令和5年4月17日、約1年ぐらいたってから雲行きが怪しくなってきたということ。雲行きというか、反対意見が出てきてみたいなのを言うたんですけど、この辺からちょっと市屋区の人たちともめ始めたのかなと思っとるんですけど、どうなんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今、議員がおっしゃられるように、一応令和4年の5月9日、これは土地売買の契約を行っております。この時点で、今言ったように農振地域の変更、あと農地転用の許可というのが受けられておりました。その時点でさっきの話にもあったように、添付書類といたしまして区の同意、あと隣接者の同意というのをいただいておりますので、町としては、その土地自体は今後うちの計画に沿っていける土地だということで進めておったわけです。そうすることで売買契約、土地を購入した次年度、令和5年度に造成工事の設計業務を予算措置をいたしまして、入札を行っていたところ、先ほどお話ししたように途中で区の方からそういう話が上がったということで、今のところ中止してるというような状況でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

○議長（福田忠由君）

再開します。久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応売買契約を行った後、設計の段階に入りまして、市屋区のほうから建設に関して反対の意見が上がってきたということで、町といたしましても、区の同意は得てはおるんですけども、いろいろと市屋区との関係もございまして、市屋区のご意見、そういうご意見があるのであれば町のほうも一度検討するという形で、中止する形で今進んでおるところでございます。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

この流れから言うたらね、今も聞いたんやけど、農業振興地域除外申請は区の承諾書と隣接地所有者の同意書が要ると。これ僕聞いたら、別に法律にはこれは要らんのやと。ただ、今までの形として付けやるだけということ聞いたんですけど、でも、やっぱり今までしたことは大事なことなんやから、この隣接用地の同意書か区の承諾書に対して何かおかしいことがあったんじゃないかなと勘ぐるわけですよ。これは町に全然関係ないですよ。市屋の中のことやと思うんでね。結局ね、令和6年第1回定例会において、これは市屋ポンプ場造成設計図のところで何かおかしくなってきたようなんですけども、令和6年度第1回定例会で、その市屋の関係なんですけれども、ちょっと市屋地区との協議が必要となりまして、その協議についてちょっと時間がかかりそうなので、6年度においては予算の計上は見合わせておりますということ、その当時の脊古副課長が答弁してるわけですよ。ちょっと市屋地区との協議が必要になりましてとはどのような協議が必要となったのでしょうかということ聞きかかったんやけども、ほんなら町としたら、向こうのいざこざがあって、一応今のところその話はストップしているということで理解しておいていいですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

議員さんおっしゃられるとおりで、一応そういう話が上がった以上は、法的には特に問題ないんですけども、町としてもそのまま進むわけにはいかないという町長の判断から、今後可能な限り変更等も踏まえて、市屋区と根気強く交渉を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ちょっと聞いておきたいんですけどね、土地売買契約を締結する前に太地町は市屋地区にて、土地購入及び市屋水源地施設建設についてのこれ区民に対して説明会を開催してます。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今回この土地を求めるに当たっては、区には相談はしておりません。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

隣接地の承諾書、隣接地の所有者の同意書が要ということなんですけども、これについても太地町が伺って説明して、その同意書の判こはもらったんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

同意書につきましては、この土地所有者の方が一応隣接の方を回っていただいて、承諾をいただいたという形でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、区長が回って同意書をもらったということですね、今の言い方やったら。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

いろんな議論が、漁野さん、されてますけどね、私が町長に就任してから、議員もご存じのように、塩が混じって水が飲めなくなったという状態があったんですよ。そのときからいろいろ交渉をやってきて、今まで法的には市屋地区の土地を買うことについては市屋地区の同意が要らなくても買えるわけですよ、法的には。だけど、そういう経過の中で買っても、いや、おかしいとかっていろいろなことを言われるんですよ。また、全てのことについて言えませんが、実際私自身も久保課長と和田君やったかな、なんかと行きましたが、この経過については、今回だけのことについては全てそういういろんな問題がこれまであったんで、法的に市屋地区の人たちが、区も含めて区長の判を押してもらうということは全てクリアしてからじゃないとできないんで、そういうことが文書的にちゃんとできて初めて我々は土地を購入するということを決めてますんで、今の漁野さんが言っている問題については、市屋区内のトラブルなんでね。私たちは、けどもそのトラブった人たちが町に対してもお願いに来てくれたんで、今後のこともありますんで、いやいや、俺たちはもう判をもらってるからそんなことは知ったことじゃないわいということじゃなくて、なるべくその人たちにも理解が得られるように、もう少し小さくしたほうがいいのかどうかもこれから検討して、交渉しながら、そういう人たちについても理解が得られるようにこれから町としても頑張っていきたいなと思っております。経過については、何回も言うように、町と市屋がもめてるわけじゃないんで、ちゃんとした手続に基づいて土地は購入してますんで、ただ、つい解除

したり、もう手続が非常に難しかったんですよ。そういう中で全てクリアしてここに至っているんで、あとは市屋地区の一部の人たちの心配事を解決したらいいことなんで、それについては町としても最善の努力をしたいなと、そのように思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

それはもう重々というかな、市屋内でもめてるということは分かっただけですよ。町長が言うたじゃないですか、同意を得られたから買うんやとね。それはもう理解してる。でもね、塩害があって、ほて今の施設が老朽化してきたから、上流のほうへ移したいんだと。それがあって僕は反対しなかった。反対する理由がなかったんでね。でも、それで今ちょっとストップしてるということを聞いてね、質問しとるんですけどね。私は、5月の下旬に何人かの市屋区民から話を伺ったんですけども、そのうちの2人から、水道施設はもう建たんよということを聞いたんですよ。いやいや、太地町、町長は区民の同意を得て、土地を買えるようになったんやと言ってましたよと言うと、その2人の中の1人が、1人でも反対の区民がいれば施設を建てないという太地町長の判こを押した誓約書のようなものがあるでと言われました。こういう誓約書は存在するんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今議員がおっしゃられた誓約書というのを提出しております。これは区からの要請がございまして、上司と相談の上、一応誓約書というのをらせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

1人でも反対の区民がいれば建設しないということの誓約書に判こを押してるということは、これはもうできないじゃないですか。違うんですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

だから、何度も言ってるように、これまで土地を買ったときからずっともめてるんですよ。それを一つ一つクリアしてきたんです。この辺の引地自動車かな、なんかの土地を買ったときも、いや、そこを買うべきじゃない、クラブの土地じゃないとって向こうが指定してくるわけですよ。何の法的根拠もないのに、我々が水の一番出るところを買いたいと言っても、

向こうはそういうところは買わないよと。だから、区が指定するところを買えって言うてくるわけですよ。だから、そういう微妙な問題もあってね、私はこれがもめごとを市屋地区の解決してやらないと、将来、太地町の水にとって非常に不利益になると思ったんで、私は市屋地区の人が1人でも反対があれば、それは早急に建てるということはいたしませんと、粘り強く交渉して次につなげたいと、そう思っておりますし、今までの交渉過程でも、大勢の市屋地区の人たちの反対を押し切って、最終的に多数決で今の出る水のところを買ったんですよ。そのときも我々が行ったときに非常な、今この議事録に入ることなので言われませんが、いろんなことがありました。その中で一つ一つクリアして、大勢の反対をなるべく話し合いをして、今まで土地をずっと買ってきました。だから、そういうことについて一部向こうのトラブルはあるんでしょうが、正式にちゃんとして買ったものですから、それがちゃんと建てられるように我々は今後努力していかなければならないなど。全部が反対してるわけじゃないんでね。可能だと私自身は判断しておりますんで、一層の努力をしていきたいなど、そのように思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

この区民の人たち何人かと話したんですけど、もう私が生きてる限りは多分建たないだろうというようなことを言ってました。これは那智勝浦町の土砂災害洪水ハザードマップなんですけど、これを役場に行ってもらってきたんですけどね。この買った土地の3分の2ほどが土砂災害警戒区域の土石流の災害警戒区域に入ってるわけですよ。それと一部は、土砂災害警戒区域の急傾斜地崩壊区域に入ってるわけですよ。こういうことは調べてないんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

当時購入する時点では、そこまでの調査は行っておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

公共団体がね、こういうところに公共施設を建てるというのが僕はどうなんかなと思いますよ。ほんで、それを調べてないというのはさ、非常に落ち度じゃないですか。ほんで、購入した土地の正面の谷をイラ谷というらしいんですけども、大雨が降るとイラ谷からの水流がすごいらしくて、この施設が建設されると水の流れが遮断されて、近隣の宅地に被害が及ぶ可能性も否定できないというようなことも話を聞いたんですよ。このような場所を太地

町が公共施設の建設地に選んだということについて、どのように考えているんですか。

○議長（福田忠由君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応この土地を求める前に、今のポンプ場自体が老朽化になっているということで、それに代替地がないかということで探し出したわけではございましたけれども、今回の位置を決定するにあたりまして、今この近くにポンプ場、今実際に動いている水を揚げている揚水ポンプですね、そのポンプ場が近くにございますので、その近辺にという思いからこの土地を模索したということでございまして、今、さきにおっしゃられたような危険区域云々ということまではちょっと加味をしておりませんでした。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

やっぱり、こういう災害区域に公共施設を建てたら僕はいかんと思うんですよ。もし何かあったら大変なことになるでしょう。これは非常に太地町の落ち度だと僕は思いますよ。そういうことも調べないで土地売買の契約をしてしまったというのは、非常にどうなんかなと思ってます。普通こんなところにそういう公共施設を建てないですよ、考えたら。それとこの土地売買契約書によると、第8条、契約に関する紛争の解決というのがあるんですけど、この契約の内容は、この契約の履行に関し関係書って書いたあるんですけど、これは関係者だと思うんですよ。こういうミスプリも分からんのかなと思うんですけど、関係書から、つまり関係者と思うんですけども、異議の申出があったときは、甲は責任を持って解決するように努めなければならないと。甲というのは●●●●さんですよ。ほたら、これ結局解決しなかったら、甲は責任を持って解決するように努めなければならないとなっているんですけど、これは関係者というのはどの辺まで言うのかなと思って。隣接地の土地所有者は含まれると思うんですけど、この辺はどの範囲まで入ってると思います、関係者というのは。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

市屋地区の区長が判断して、その近隣のことにについて農地転用とか解除のことについては区でやってることなんで、区長がその辺を取りまとめて、区長として意見を聞いて、判を押すということが認められてることなんで、その責任を持って今後も努力してくれるものだと私は思っております。ただ、何回も言ってるように、あの限られた土地の中で、うちが買いたくても、うちは塩分が混じってどうしてもその上に遡らないとどうしてもやっていけない

んですよ。だけど、その一番水が出るところを買って、そこにポンプを今掘ろうと思ったんですけど、そこは認めてくれなかったんですよ。実際に太地町は買ったんですよ。それを、水を揚げるのは駄目だと。ほかのところを買い直せって言って、そこはまた買ってるんですけど、そのほかにクラブのところにとこを買えって言われたんですよ。だけど、そこを調査したら水が出ないんですよ、塩分の水しか。そこを何とか交渉して、その横かな、そこは一つは買いますけど、もう少しこっちにもうちよつと水の出るところがあるんで買わせてくださいってやっとなら買ったという、そういう経過なんですよ。だから、確かに一部の人がちがそういうところを買うのはおかしいとか何かって言いますが、この交渉の結果、そういうふうに買っていないと、水についていろんな制約があるんで、そういうことも分かっていたきたいなと思ってるんですよ。そして、市屋地区とはもめたくないんでね。実際、いや、それはおかしいじゃないかというのは言えますけども、私はあの市屋地区全員の人のいい関係で、これからも次の世代につなぎたいんで、私自身は1人でも言葉の表現がどうかと思いますが、1人であっても着工することはありませんと、必ず同意してもらうように努力しますというのが今の現状で、そのように理解していただけたらいいんじゃないかなと、そう思っております。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

何してもね、土砂警戒区域の中に入ってるということと、それで、これは多分かさ上げしやなんだからできやんでしょう。ということは、ここには建てたらちょっとまずいんじゃないかなと。まずいというか、ここに建てること自体がちょっと災害を及ぼすんじゃないかなと僕は考えておるんでね。どうしてもこれが解決できなかつたら、町長はすると言うんですけども、もし解決できなければ、これ1,529万2,700円は●●●●さんからは返してもらえるんですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

技術的にそこに建てられないということはないと思うんですよ。かさ上げしたり何かしたり、技術的にはね。だけど、何度も言ってるように、円満にいきたいんで交渉してる。区長も多分交渉するでしょうし、我々のところへ来たら我々も交渉するでしょうし、これがもう駄目なんだって思っていないんですよ。というのは、なぜかといったら、そういうことの繰り返しなんですよ、あそことやってんのは。だけど、駄目だったことをちゃんとできるようにこれまでやってきて、今の水があるんでね。このことについても努力していくということ

でご理解していただかないと、その地区の一部の人たちが言ってるから、どんな問題だっていったって、どのところもそういうことがありますよ、道つくるにしてもね。だけど、水について、とにかく一番大きな問題はもめごとを起こさないと、市屋地区からね。だから、何でも好き勝手に市屋地区の土地が買えるわけじゃないんですよ。法的には買えるんですけど、いろいろ制約があるんです。そういう中で我々は同意を得たから、よかったなということで前へ進んだだけで、それを理解していただけたらいいと思います。一部の人たちは町にも来ましたよ、何とかしてくれというね。だから、そういう人たちの意見も聞きながらやっておりますので、私の任期中にできるかどうかは分かりませんが、これは庄司五郎町長の時代から長いことかかって市屋地区との関係を築いてきたんで、これからもトラブルを一つ一つ解決しながら、両方が笑いながらよかったなって言えるように交渉していけばいいことで、それがもう駄目だったらどんなにするんだって、そんな話だったら何にもできないと思うんでね。これからも一生懸命努力しますんで、その点了解していただければありがたいなと、そのように思ってます。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

町長はそうやって言うけどね、最悪の場合を考えて話もしていかなんだら、これは太地町の大事な税金ですよ。そこに建てられないとなると、やっぱり返してもらわなあかと。僕はそう思うんでね、言うところで。できたらできたで一番いいですよ、本当に。これは法律問題になってくると思うんでね、僕もちょっと弁護士さんに話を聞いてみようと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

できなかったらどうするんだって言ったらね、何にもできてないんですよ、これまで。漁野さん。合併のときからみんなそうですよ、何をやるにしても。一部の議会でも反対あるでしょ。だけど、反対されたことが、みんなできてよかったことのほうが多いじゃないですか。特に市屋地区の問題はね、町民じゃないんですよ。対外的な交渉なんていうのは非常に難しくてね、だけど、それをできないということじゃなくて、できさずということが大事で、それは全てそうやってクリアしてきたんですよ。こんな問題って、私はそんなに難しいことじゃないと思ってますよ、強引にやればね。向こうの人もそんなに強引に言ってるわけじゃないんですよ。危ないとか心配事があるんでね、感情的に言ってるわけじゃないんで、だから、そういうことを解きほぐしながら、両方が笑って合意できるまで頑張っていっていいんじゃない

やないですか。別にその土地が逃げていくわけじゃないんで、太地町のちゃんと名前になってるんでね。そういうことでご理解していただければいいんじゃないかと思ってます。以上です。

○議長（福田忠由君）

最後、1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

僕は最終的に最悪な場合を言うとするわけで、最悪の場合を言わあるんで、それも理解しておいてください。成功したら一番いいんですよ。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

できやんのをなすということが大事なんでね、漁野議員のように、いや、合併しなんたら町が潰れていくとかね、そんなことばかり言ってきたら、まちづくりってできやんのですよ。できやんのをできさすのが政治なんでね、そうやって先人らがやってきたじゃないですか。庄司五郎町長だってかんがい用水を引いて飲料用水にしたじゃないですか。それを違法やって言われたって、命の水でやってきたじゃないですか。なんで、そんなに、いやいや、駄目だったら設計図どうするんだって、そんなことでね、もっと漁野議員も商売やってたんで前向きに考えていただけたら、さらに進歩するんじゃないかと思ってます。以上です。

○議長（福田忠由君）

時間となりましたので、漁野尚登君の質問を終わります。これで、一般質問を終わります。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（福田忠由君）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。令和7年第2回太地町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時02分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 森岡 茂夫

太地町議会議員 海野 好詔